

由本企調第 6 6 9 号
平成 2 1 年 3 月 3 0 日

本荘地域協議会会長 細 谷 文 夫 様

由利本荘市長 柳 田 弘

地域協議会意見書にかかる回答について

日頃、市政に対しましては格別のご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 1 年 2 月 1 9 日付で貴協議会より提出されました意見書につきまして、別添のとおり回答いたします。

担 当
企画調整部 企画調整課
企画調整班 佐藤・佐々木(夢)
電話 2 4 - 6 2 3 1 (内 357)

1. 公の施設の利用料等の見直しについて

現在、本荘地域には市民の健康増進や文化活動、生涯教育等に資するための公の施設が約120施設あり、その管理運営経費については行政が負担している。公の施設については、施設の活用により住民サービスという形で市民に還元され、また、市民の健康維持等により行政負担の軽減に貢献している場合もあることから、管理運営経費は行政が負担することは当然であるとしても、市の財政が厳しい中でもあり、施設の設置目的の達成に十分配慮した上で、管理運営経費の節減は勿論のこと、利用者による受益者負担等による市財政の収入面についても検討していく必要があると考える。

市では、合併による差異の解消や負担の公平、財源の節減という観点から公の施設の利用料等についての見直しを進めているようであるが、見直し等の実施にあたっては次のことに配慮頂きたい。

記

(1) 公の施設については、「民間で同様の施設が経営されている施設」、「利用者が一定の負担をしながら行政が運営等をしていくことが望ましい施設」、「行政が責任を持って運営等を実施すべき施設」等に分類出来ることから、これらの公の施設について一元的に見直すのではなく、施設の持つ機能等を勘案しながら施設の種類・性質によって、民間活力による管理運営の実施や利用者による応分の受益者負担等を検討し、財源確保の視点だけでなく施設の設置目的が達成されるよう十分配慮した上で、行政負担の軽減が図られるような施設の管理運営のあり方を検討して頂きたい。

(回答)

市が設置し、管理を行っている公の施設は、市民活動の拠点施設として、個人、団体を問わず、市民の皆様に様々な目的のためご利用を頂いております。

これらの施設は、利用目的や規模、設備内容が異なるため、運営コストが高いもの低いものがあり、一律な管理運営の見直しはできないものと認識しております。

さらに、市民による施設の利用頻度が多い施設、少ない施設があり、機能の強化が必要と思われる施設もありますが、反対に、施設の設置当時から事情が変化したことによって設置の意義が薄くなってきているのではないかとと思われる施設もございます。

市の施設を利用する方の負担として、施設毎に使用料が定められておりますが、多くの施設ではその使用料を免除しているのが実情であります。これは、施設の管理運営経費の財源の多くに、市税の収入が使われていることを意味します。使用料を規定どおりに徴収している施設であっても、その管理運営の経費を使用料だけで補うことのできている施設はほとんどありません。施設の維持管理は自治体の業務でありますから、このような市税

の投入もしかるべき手段と考えますが、受益者負担の考え方からみると、利用者からの負担が全くないということについて改善すべきではないかと考えております。

しかしながら、受益者負担の考え方を強くして使用料を高額に設定してしまうと、市民の皆様が施設を利用しにくくなり、せっかくの施設が有効に活用されないことも予想されます。

このことから、利用者負担の原則により免除する事例を限定し、かつ、利用しやすい使用料にするため、様々な視点から資料を収集し検討しているところであります。

使用料の見直しは、市の財政事情の改善を図ることも目的のひとつであります。施設を利用する方々と施設を利用しない方々の公平性を保つ事、類似する施設間で負担額に違いがないようにする事も目的としております。今回頂戴した意見書にもありますように、使用料の見直しだけでなく、同時に、施設運営に有効な方策を導入しながら、施設運営のコスト削減についても進めて行かなければならないと考えております。

(行政改革推進本部)

(2) 特に、体育施設や公民館施設については、管理運営経費の節減等を検討するだけでなく体育振興や生涯学習振興といった施設の設置目的が十分発揮出来るよう、関係団体や町内公民館と連携を図り、施設をより有効的に活用する方策について検討頂きたい。

また、スポーツを競技として受け止め、選手育成のための専門的施設の運営や学生を中心に自己研鑽し各種大会等で実績のある競技者等については、一定の配慮を検討頂きたい。

(回答)

体育施設や公民館といった施設は、市民の健康づくりや生涯学習活動を始め、余暇活動、地域単位で行われる諸行事の拠点となる施設であることから、それらの活動を、市がどのように支援していくかということと併せて、将来にわたってこのような施設を設置し続けるということも、重要な行政としての使命であると考えております。

施設の建設については、これまでも国県の補助金等を活用しながら整備を行っておりますが、施設の維持管理については、国県からの補助金等はありませんので、施設の使用料や市税等の収入によって行わなければなりません。今後とも市民の皆様にご利用頂けるよう維持管理に係る経費のコスト削減を図ることは勿論であります。これまでと同様に関係団体等と連携を図りながら、その施設が施設の設置目的にかなった活動が十分発揮できるような負担等について検討するとともに、市民の人材育成に寄与するためにどのようなことが可能かといった点についても研究して参りたいと考えております。

また、選手育成のための専門的施設の運営等については、利用者の公平・公正性を重視しながらも、いかに効率的で有効に施設を活用できるかを考えた管理運営が必要と考えます。

現在、スポーツ振興課では、3ヶ月毎施設利用予約申込書を提出頂き、調整や抽選で予約を決定する方法を採用しております。民間の体育施設を利用し自己研鑽する人もおるようですが、各競技団体促進事業計画をもたれる段階で、由利本荘市体育協会の競技団体へ

競技指導派遣・講習会や大会開催などをご相談し、まずは上記の3ヶ月毎の体育施設の利用予約申込書を提出して頂いております。予約取りまとめ後に、場合によっては市内小中学校及び競技団体を中心に調整を行い、日程が重なった場合の利用にも配慮しております。

各大会等で実績のある選手・競技者等におかれましても、前述のように調整・協議を行って、最大限に施設を有効利用できるような一定の配慮をすることが、ひいては多数の施設利用者にとっても、最も効率的かつ有効性のある公の施設管理運営であると考えます。

(行政改革推進本部・教育委員会)

(3) 利用料等の見直しにあたっては、利用料の改定のほか利用時間の圧縮や利用中の省エネ等、様々な方策により管理運営経費の節減等を図ることが考えられることから、行政で一方的に決定することなく、運営委員会等により行政と利用者が十分協議をしながら進めて頂きたい。

また、施設によって不公平が生じないような見直しは勿論のこと、担当者の解釈等により取扱いが異なることがないよう、利用料の減免基準を明確にして頂きたい。

(回答)

(1) でも申し上げましたとおり、施設によって利用頻度に差がございますので、ご指摘のとおり、思い切った見直しが必要である場合もあると考えております。また、施設の維持管理に要する経費のうち、大きな要素となっているのが人件費であることから、経費削減と利用者の利便性のそれぞれを見据えながら見直しを進めてまいります。

使用料の見直しは、実際に利用される方々の意見を無視してはならないと考えております。利用者の意見を施設運営に反映させる方法については、今回のご指摘も含め、地域協議会や市民の皆様からのご意見を参考にしながら、検討して参ります。

新たな使用料を提案する際には、明確な理由のない施設間の使用料の違いや、利用料の減免基準の明確化については、市への不信感とならないよう担当者はもとより市民の皆様に対しても、周知作業を徹底したいと考えております。(行政改革推進本部)

2. 「住民自治のまちづくり」を推進するための体制と公の施設について

本荘地区を除く6地区にある地区公民館はこれまで拠点施設として重要な役割を担い、学習事業だけでなく安全・安心のまちづくりや体育振興、地域振興等、様々な活動を実践し、地区のまちづくりの核として存在している。広域合併した本市においては、「住民自治のまちづくり」の推進が重要な課題となっており、その推進にあたっては、拠点施設を中心とした「住民自治のまちづくり」が、益々これまで以上に必要となることから、拠点施設としての地区公民館の果たす役割を十分認識し、職員配置を含めた今後のあり方について検討頂きたい。また、本荘地区の4ブロック(中央・東部・西部・石脇)についても拠点施設としてあるべき施設を想定しつつ、住民自治組織の基盤強化を図って頂きたい。

更には、「住民自治のまちづくり」をより効果的に推進していくためには、こうした拠点施設と併せ、住民自治組織の強化や行政及び住民自治組織間の連携が不可欠になること

から、本庁内に、「住民自治のまちづくり」を担当する専門部署を設置し、住民自治組織の相談窓口や人材育成のサポート等の実施による住民自治組織の強化と町内会長協議会や公民館長協議会、ブロック代表者会議等の設置により、行政及び住民自治組織間の連携を促進するとともに、市民が主体となってまちづくりを協議する体制づくりを進めて頂きたい。

（回答）

「本荘公民館」及び「6地区公民館」は、「住民自治のまちづくり」の拠点施設として、今後も存続していきませんが、住民自治をより効果的に推進していくには、行政と市民の役割を明らかにしながら、市民が主体となった自主的なまちづくりや、市民と行政による協働などについて、今後とも検討していく必要があると思われます。また、本荘地区については“中央”“東部”“西部”“石脇”の4ブロックで町内会長会議や公民館長会議等が開催されてきた経緯がありますので、それぞれの拠点施設の位置づけも検討していく必要があると認識しております。

「本庁内に、「住民自治のまちづくり」を担当する専門部署を設置」については、住民自治組織には、もっとも身近な町内会組織をはじめ様々な団体や組織があります。この組織や団体では、環境、青少年、介護・福祉、防災に関する事など多種多様な問題や課題を抱えているものと思われます。これらの問題や課題などについて、行政への相談等があった場合には、その窓口としては専門的分野での対応が不可欠であると考えております。

このようなことから、総合的な窓口としては、定住促進と合わせ住民自治組織の支援や地域振興及び市民活動等の地域づくり支援に関わる業務を一元的に行う部署として新設する「企画調整課地域づくり推進室」が対応して参りますが、専門的な相談等については、各所管で個別具体的に対応していくという方向がベストであると考えます。

また、「市民が主体となってまちづくりを協議する体制づくり」については、現在開催しております町内会長会議及びブロック代表者会議等のあり方とともに検討して参ります。（総務部・企画調整部・教育委員会）

3．文化複合施設について

旧由利組合総合病院跡地に建設着手している文化複合施設は、本荘地域はもとより市内全地域における、文化・芸術・教育の拠点となることから、市民の新たなコミュニティの創造の場となり、市内の賑わいや地域の活性化の創出について大いに期待しているところである。

この文化複合施設の建設等にあたっては、次のことに配慮頂きたい。

記

（１）建設工事が着手されたことにより生活道路が寸断され付近の交通の流れが変わったことから、安全面において不安を感じている。今後の本格着工に伴い益々工事車両等の出

入りが増加し、更に危険を伴うことが予測されることから、建設工事の遂行にあたっては、周辺の安全対策等に十分配慮願いたい。

また、建設予定地を囲む仮設フェンスについて、周辺の景観にも配慮しながら由利本荘市のPR壁画等による賑わいの演出を検討頂きたい。

（回答）

工事着工に伴い、道路の通行止めなどご不便をお掛けいたしております。

また、工事の進捗により、工事車両が多くなることが予測される状況ですので、施工業者と十分に協議しながら、安全に配慮した施工を行って参ります。

また、仮囲いフェンスへのPR壁画等のご提案につきましては、十分に検討して参ります。
(建設部)

(2) 施設の建設にあたっては、市民の様々な要望を取り入れ進められているようであるが、お年寄りや学生等の若者が集い・活動しやすい施設となるよう、屋内外の公共用空間の有効活用とベンチ等の休憩スペースの設置について、特に検討頂きたい。

（回答）

着工した(仮称)由利本荘市文化複合施設内には「わいわいストリート」と呼んでいる、子どもからお年寄りまで自由に通行、休憩できる場を設けており、ストリート内にベンチなどの休憩スペースを検討して参ります。

また、屋外にはポケットパークやイベント広場を配置し、各種催し物や休憩の場として利用できる場としておりますので、有効に活用頂けるよう整備して参ります。

(建設部)

(3) 施設の管理運営のあり方については、先進施設の実態を十分に把握・研究し、民間活力、或いは市民ボランティアの活用による管理運営の可能性を探る等して、財政面を十分考慮して、「どのような管理運営体制を取るのか？」を早急に検討する必要がある。

そして、具体的に施設を利用する時間帯や料金体系、徴収方法等を設定する際は、市民が利用しやすいものとなるよう、十分配慮頂きたい。

（回答）

施設の管理運営のあり方については、新たに「教育委員会生涯学習推進課」内に「(仮称)文化複合施設運営室」を新設して検討することとし、検討の中では施設の運営時間や休館日の有無、施設利用の料金体系やその徴収方法、ホールのプログラム作成、市民ボランティアや地元企業、大学等との関わり方など多岐に亘る検討を行い、施設機能を十分に発揮した、市民の利用促進につながる方策を策定して参りますので、よろしくご協力をお願いいたします。(建設部)